

第5条（宿泊費）

宿泊費は、以下の各項に該当する際に支給することができる。

- 一 会務が2日以上に及ぶ場合
- 二 会務の開始時間または終了時間からみて、当日中の移動に支障がある場合
- 三 その他、担当理事が必要と認めた場合

2 宿泊費は、別表2に定める定額を支給する。

3 業務の必要性または自然災害その他のやむを得ない事由があるとして、事前に担当理事の承認を受けた場合には、本条第1項または第2項にかかわらず、実費を支給することができる。事前に承認を受けることができない合理的な理由がある場合については、この限りではない。

4 自宅宿泊等、宿泊費を必要としない場合には、宿泊費を支給しない。

第6条（日当）

日当は一日当たりの定額とし、別表3に定める額を旅行日数分支給する。ただし、鉄道100キロメートル未満の旅行の場合の日当の額は、半額とする。

第7条（パック商品）

交通費と宿泊費が一体になったパック商品を利用した場合で、その価格が第4条及び第5条により算出した費用より安価である場合には、交通費と宿泊費として当該パック商品の実費を支給する。

第2章 外国出張

第8条（交通費）

交通費は、国内と外国の間、または外国における旅行について、最も経済的な通常の経路及び方法による実費を支給する。

2 支給の条件は以下の通りとする。

一 鉄道利用では、通常運賃を支給する。国内の特急料金に相当する等級別の料金がある場合には、国内の指定席に相当するものを支給し、グリーン車に相当するものは支給の対象としない。

二 航空機利用では、原則として普通運賃とし、スーパーシート等の利用料は支給しない。

三 タクシー利用は、用務上の必要性その他合理的な理由がある場合に、実費を支給する。